



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

地域森林計画の樹立の予定（九五八・森林環境対策室）	1
地域森林計画の変更の予定（九五九、九六〇・森林環境対策室）	1
道路区域の変更（九六一・道路課）	1
開発行為に関する工事の完了（九六二・北秋田地域振興局建設部）	2
建築基準法による道路位置の指定の廃止（九六三～九七一・雄勝地域振興局建設部）	2

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（建設管理課）

5

告 示

秋田県告示第九百五十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、雄物川地域森林計画をたてるので、同法第六条第一項の規定に基づき、次とおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画書の案及び森林計画図の案
二縦覧期間 平成十七年十一月十一日から同年十二月十一日まで
三縦覧場所 農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課

一 道路の区域

秋田県告示第九百六十一号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
秋田県告示第九百六十一号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十一月十一日

秋田県告示第九百五十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、米代川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一項の規定に基づき、次とおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

三 縦覧場所 農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間
			敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

一般国道		旧 百五号	由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋九〇番地先まで
新	百五号	由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋九〇番地先まで	一〇・〇〇～三四・〇〇
B		"	一・〇五〇
			〇・九六〇

この表において「A」とび「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十七年十一月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第九百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、平成十七年八月三十日付け指令北建一四七四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

二 開発区域に含まれる地域の名称

一工区 大館市字大田面百五十九番の一部、百六十番の一部、百六十一番、百六十二番、百六十三番、百六十四番、百六十五番、百六十六番、百七十番の一部、百七十一番、百七十二番、百七十三番、百七十四番、百七十五番、百七十六番、二百三十七番、二百三十七番、二百三十八番、二百三十九番の一部、二百四十番の一部、二百四十一番の一部、二百四十七番、二百四十八番、二百四十九番、二百五十番及び二百五十一番の一部

秋田県告示第九百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴 木 俊 夫	湯沢市字元清水百一十五番一	七十九・九九メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

秋田県告示第九百六十四号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第九百六十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十一一条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水七十一番三、七十三番内、七十四番一の内	九十五・九メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水七十一番三、七十三番内、七十四番一の内	九十五・九メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

秋田県告示第九百六十六号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十一一条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水六十番十	三十六・四四メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

秋田県告示第九百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十一一条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百六十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十一一条第一項第五号の規定に基づ
く道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一一番一號 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水百六十一番	二十六・五メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

平成十七年十一月十一日
秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一一番一號 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水七十番四、七十二番一	五十九・六五メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

秋田県告示第九百六十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十一一条第一項第五号の規定に基づ
く道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一一番一號 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水六十番四	三十六・四四メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

秋田県告示第九百七十号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十一一条第一項第五号の規定に基づ
く道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十七年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水百十三番三、百十五番一	七十九・七五メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日
申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水七十五番一	五十八メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日
秋田県告示第九百七十二号 建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。	平成十七年十一月十一日	秋田県知事 寺田典城		
申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水六十八番	六十四・七メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日
申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市長 鈴木俊夫	湯沢市字元清水六十八番	六十四・七メートル	六メートル	平成十七年十月二十七日

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十一号)第十一條の規定に基づき、公示する。

秋田県知事 寺田典城

随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県公共事業共有統合データベースシステム構築業務
一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
建設交通部建設管理課

秋田市山王四丁目一番一号
随意契約の相手方を決定した日
平成十七年十月十一日

随意契約の相手方の名称及び住所
NEC/TOINX業務特定共同企業体

秋田市旭北錦町五番五十号

代表者 日本電気株式会社秋田支店

構成員 東北インフォメーション・システムズ株式会社

随意契約に係る契約金額

五千四百六十万円

随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号に掲げる理由による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田電気株式会社
電話:0821-34-5411
FAX:0821-34-5412
E-mail:matsubara@matsubara-net.co.jp
松原繁雄
〒700-0004
秋田市山王七丁目五番二十九号